

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 8月 18日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県伊丹市東有岡1-127

氏名 上野製薬株式会社 伊丹工場
工場長 浜田 英樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-782-1451

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	上野製薬株式会社 伊丹工場
事業場の所在地	兵庫県伊丹市東有岡1-127
計画期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙1, 2のとおり	
(管理体制図)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1, 2のとおり			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 別紙1, 2のとおり			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

		【目標】 別紙1, 2のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 元年度実績）		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	228.9	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を維持継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和

元年度)実績量

計画：今年度(令和

2年度)計画量

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
7000 引火性廃油	80.5	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80.5	160	80.5	160	10.5	140	70	20	0	0
7010 引火性廃油(有害)																					
7100 強酸	148.4	230	0	0	0	0	0	0	0	0	148.4	230	65.6	150	0	0	65.6	150	0	0	
7110 強酸(有害)																					
7200 強アルカリ																					
7210 強アルカリ(有害)																					
7300 感染性廃棄物																					
7411 廃PCB等																					
7412 PCB汚染物																					
7413 PCB処理物																					
7421 廃石棉等(飛散性)																					
7422 指定下水汚泥																					
7423 銻さい(有害)																					
7424 燃えがら(有害)																					
7425 廃油(有害)																					
7426 汚泥(有害)	0.01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.01	0	0.01	0	0	0	0	0	0	0
7427 廃酸(有害)																					
7428 廃アルカリ(有害)																					
7429 ばいじん(有害)																					
7410 特定有害産業廃棄物	280.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280.1	0	280	0	0.2	0	0	0	0	0	0
7440 廃水銀等	0.06	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.06	0	0.06	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	509.07	390	0	0	0	0	0	0	0	0	509.07	390	426.17	310	10.7	140	135.6	170	0	0	

別紙2 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1635 プラスチック製造業
②事業の規模	製造品出荷額 500,814万円 (令和元年度実績)
③従業員数	62人 (令和2年1月現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3のとおり

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙3を参照)

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 適正な管理を行い、廃棄物量を削減する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を維持継続する。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全ての廃棄物を種類ごとに分別・置き場を決めて保管している。
②計画	(今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を維持継続する。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実績なし
②計画	(今後実施する予定の取組) 予定なし

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実績なし
②計画	(今後実施する予定の取組) 予定なし

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実績なし
②計画	(今後実施する予定の取組) 予定なし

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・新規処理業者を選定する際は、「優良認定処理業者」であることを第一選定基準としている。また「再生利用業者」「認定熱回収業者」を選定するようにしている。 ・新規処理業者と契約を行う際は、許可証や業務内容の確認、処理場を訪問し適切に処理されていることを確認している。 ・既存委託業者については1年に1度、処理場を訪問し適切に処理されていることを確認している。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組を維持継続すると共に「優良認定処理業者」かつ「再生利用業者」または「認定熱回収業者」である処理業者の情報収集を行いそのような業者へ優先的に委託をする。

別紙3

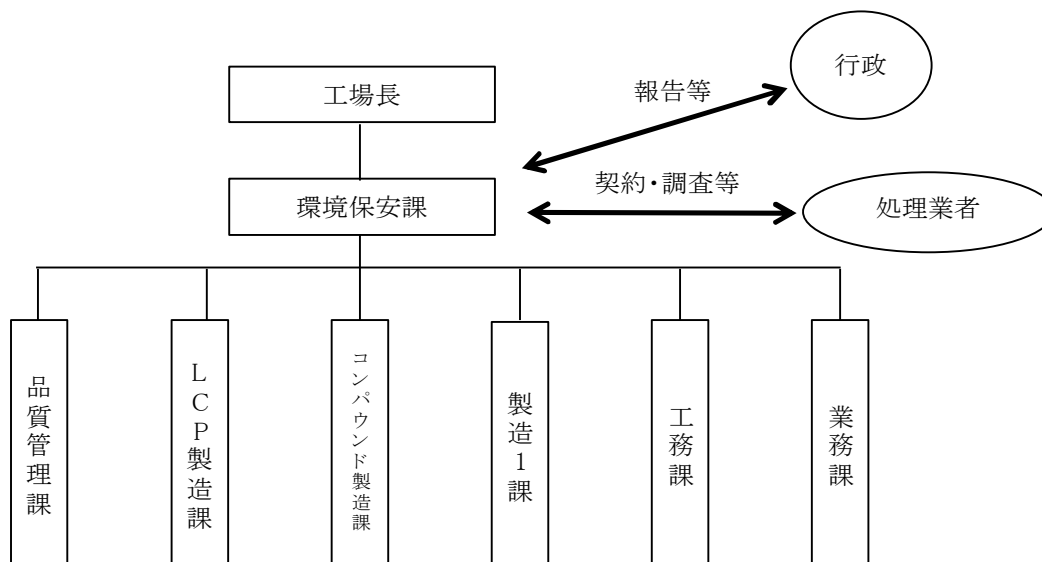
当該事業所において現に行っている事業に関する事項

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

Mプラント	→	引火性廃油	→	混合エマルジョン化・焼却	→	燃料
Mプラント	→	引火性廃油	→	焼却・混合エマルジョン化	→	リサイクル(熱回収)
試験室	→	引火性廃油	→	焙焼	→	リサイクル・管理型埋立
RACプラント	→	強酸	→	焼却	→	管理型埋立
LCPプラント	→	強酸	→	中和・焼却	→	リサイクル(熱回収)
倉庫	→	特定有害産業廃棄物	→	焼却	→	リサイクル・管理型埋立
作業場	→	廃水銀等	→	焙焼	→	リサイクル・管理型埋立
試験室	→	汚泥(有害)	→	焙焼	→	リサイクル・管理型埋立

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



○事務局(担当:環境保安課)

- 廃棄物排出量の把握および削減
- 廃棄物管理状況の把握
- 中間処理業者の調査・選定および委託契約書の締結・管理
- 監督官庁への報告
- 処分方法の見直し・リサイクル先の開拓検討
- 電子マニフェストの運用・適正管理
- 特別管理産業廃棄物管理責任者講習受講

○全課

- 課内で発生した産業廃棄物の分別・保管場所への運搬
- 必要に応じて特別管理産業廃棄物管理責任者講習受講